

# I 5月16日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止のための兵庫県緊急事態措置

---

1 区域 兵庫県内

2 期間 令和2年5月31日(日)まで

※感染状況及び医療提供体制等を踏まえ、緊急事態措置を見直し

## 3 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施

### ○外出自粛の要請(特措法第45条第1項)

- ・「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、県民に対し、引き続き外出自粛を要請
- ・不要不急の府県域を越えた移動、繁華街の接待を伴う飲食店等の利用の自粛を要請
- ・在宅勤務(テレワーク等)の推進を要請

### ○催物の開催自粛の要請(特措法第24条第9項)

- ・催物(イベント等)の開催について、主催者に自粛を要請

### ○施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項)

- ・一部の施設管理者に対し、施設の使用制限等を要請
- ・要請を行わない施設については、徹底した感染防止対策を要請

## II 対象施設一覧

### 1 休業要請を行う施設

#### (1) 全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

施設の種類	内 訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設	

#### (2) クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設（※床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域の施設を除く	<同上>
運動施設、遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域の施設を除く	

※西播磨地域：相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町

但馬地域：豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町

丹波地域：丹波篠山市、丹波市

### (3) イベントの開催自肅要請を踏まえた施設

施設の種類	内 訳	要請内容
集会・展示施設 (貸会議室を除く)	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)

### (4) 文教施設

施設の種類	内 訳	要請内容
文教施設	学校(大学等を除く)	<同上>

## 2 基本的に休業要請を行わない施設 ※適切な感染防止対策を要請

### (1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※営業時間については、午前5時から午後10時までの間を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 ※テレワークの一層の推進を要請
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

### (2) 社会福祉施設等

施設の種類	内 訳
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育) 等
	介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 ※通所又は短期間入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請。

### 3 5月16日以降休業要請を行わない施設

※適切な感染防止対策を要請

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(参考2)又は業界団体等が作成するガイドラインに基づき、適切な感染防止対策の徹底を要請 (今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討)
集会・展示施設	貸会議室	
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等 ※西播磨・但馬・丹波地域以外の県立施設は除く。	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分）	—	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設 ※床面積の合計が1,000㎡以下 (クラスター発生施設等を除く)	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域は1,000㎡超の施設も休業要請を行わない。	
運動施設、遊技施設 ※床面積の合計が1,000㎡以下 (クラスター発生施設等を除く)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、屋外水泳場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域は1,000㎡超の施設も休業要請を行わない。	

〔参考1-1〕「新しい生活様式」の実践例（第13回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年5月4日開催）  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋）

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

（2）日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒      □咳エチケットの徹底      □こまめに換気
- 身体的距離の確保      □「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い



〔参考1-2〕「新しい生活様式」の実践例（第13回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年5月4日開催）  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋）

### （3）日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### （4）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

## 〔参考2〕

### ＜業種ごとの感染拡大予防ガイドライン＞

#### 1. はじめに

事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること。

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。  
高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。
- 参考:新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間
  - ・エアロゾル(空気中に漂う微粒子)中では3時間以上
  - ・銅の表面では4時間まで
  - ・厚紙(段ボール)の表面では24時間後まで
  - ・ステンレススチール表面では48時間後まで
  - ・プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持



## 2. 各業種に共通する基本的事項

### 2-1. 人と人との距離等:3密(密閉、密集、密接)の回避

- ・ 人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること。  
また、対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること
- ・ 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応)
- ・ マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- ・ 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・ キャッシュレスの推進

### 2-2. 症状のある方の入場制限

- ・ 入場時の体温チェックの実施
- ・ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること。  
また、状況によっては、発熱者を体温計やサーモグラフィーなどで特定し入場を制限することも考えられる
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる

### 2-3. 消毒等

- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど)の設置
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する
- ・ 手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最小限にする
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

#### 2-4. トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- ・ 便器内は通常の清掃が良い
- ・ 不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど)は、清拭消毒を行う
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ・ ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備する

#### 2-5. 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする
- ・ 屋内の喫煙ルームの原則使用禁止

#### 2-6. ごみの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

#### 2-7. 清掃・消毒

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。  
手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い

## 2-8. その他

- ・ 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

## 3. 業態による感染拡大を予防するための措置

### ①食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)

- ・ 営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
- ・ 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

### ②百貨店・スーパーマーケット等

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・ 滞在時間を短くなるよう工夫すること
- ・ 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・ 家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

### ③遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・ シャワールーム等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと

### ④劇場等(劇場・映画館・演芸場)、貸会議室

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 劇場等では演者の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなどにより、演者と客席の距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること
- ・ 滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくすよう工夫すること
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

### ⑤遊技施設(パチンコ店)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでパチンコ台、ボタンやレバー等の消毒が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

### ⑥遊技施設(マージャン店・ゲームセンター等)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでゲーム機、マージャン卓・牌の消毒が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること
- ・ 施設内での飲食は控えること

### ⑦運動施設(屋外水泳場)

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 更衣室、シャワールーム等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

### ⑧大学等(大学・各種学校等)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・ リスクが高いと考えられる大学における実習(歯学部の実習等)には万全の注意を払うこと

### ⑨学習塾等(自動車学校)

- ・ 学科では十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 教習生同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・ 実技では窓を開けるなど適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングでハンドル等操作機器の消毒が行われること

#### ⑩学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く))

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑪博物館等(博物館・美術館・図書室等)

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 展示配置の工夫や一方通行の設定により、施設内の移動においても人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑫博物館等(動物園・植物園等)

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 水槽や飼育動物等の保護のためのアクリル板やガラスなどの清潔の保持
- ・ 観察時や施設内の移動において、人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 密閉施設については適切な換気が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・ 入場口への踏込消毒マットの設置(弱性石鹼、消石灰等)



### ⑬ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること

(飲食で使用する場合)

- ・ 営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
- ・ 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

### ⑭商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)

- ・ 店内等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・ 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・ 適切な消毒や換気が行われること
- ・ 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・ 家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑮商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・ 客の体に触れる場合は、手洗をよりこまめにする
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・ 家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑯商業施設(スーパー銭湯)

- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・ 浴槽等において人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 更衣室等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと

(飲食コーナー)

- ・ 営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
- ・ 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること